

社会福祉士養成における実習指導体制構築への取り組み －実習反省会・実習意見交換会を中心として－

小川 智子 ・ 清水 正美

【要旨】

社会福祉士及び介護福祉士法が制定されてから 20 年が経ち、2007 年に社会福祉士養成カリキュラムや 4 週間の実習内容について大幅な改正がなされた。

特に、実習指導体制について、教育現場と実践現場が双方で、実習指導に関する 3 つの枠組み「マネジメント」、「プログラム」、「スーパービジョン」を活用し、教育や指導を行うことが示された。

この実践報告では、法改正後における 2009 年度から 2012 年度までの実習指導体制構築に向けた取り組みを示す。具体的には、毎年度実施してきた「実習反省会」と「実習意見交換会」の資料を活用し、上記 3 つの枠組みに沿って精査した。

その結果、法改正後の指導において特に重視されている「プログラム」や「スーパービジョン」について議論を重ねてきたことが明らかになった。以上の取り組みを通して両者の教育、指導内容の共有が行われ、有機的な実習指導体制を構築しつつあることが確認された。今後の課題として、実習記録のあり方や到達度などより詳細な指導内容を共有していくことが挙げられた。

キーワード：社会福祉士法及び介護福祉士法、実習指導体制、マネジメント、プログラム、スーパービジョン

1. はじめに

本学では 1996 年度入学生である人文学部 福祉文化学科より社会福祉士の養成をスタートさせ、長らく社会福祉士のみの養成を行ってきた。1999 年度からは経営情報学部福祉環境情報学科が開学科し、2 学部による社会福祉士養成を行ってきた。

しかし、2007 年度に福祉総合学部福祉総合学科に改組されたことを期にコース制になり、これまでの社会福祉士のみの養成から精神保健福祉士、保育士、介護福祉士、幼稚園教諭教員免許と各種専門職の養成へと広がったが、どのコースに所属していても社会福祉士の受験資格を取得できるという位置づけでは、社会福祉士養成は学部全体の基盤となる資格養成として今日に至っている。

また、1987 年に制定された社会福祉士及び介護福祉士法（以下、社会福祉士法）における社会福祉士養成課程においても、約 20 年経過した 2007 年に法改正がなされ、これに伴い養成カリキュラムや

実習内容について大幅な変更がなされた。

本学では 2009 年度入学生に対するカリキュラムから法改正後の演習・実習体制に完全移行することとなったが、その前に本学部改組もあり 2006 年ごろから社会福祉士の実習・演習を担当する教員を中心に新カリキュラムに耐えうる実習指導体制の協議や実習施設の新規開拓、調整を行ってきた。

本論では、特に法改正後の実習指導体制構築に当たって具体的にどのような取り組みを行ってきたのかを整理し、実習反省会や意見交換会において学部内教員、実習施設指導者と連携・協働してきた成果を示し、今後の課題を提示する。

2. 社会福祉士法改正における実習指導体制の改正点

2. 1. 福祉系大学における実習指導体制の改正点

1987 年、社会福祉士法が制定された。この法において、社会福祉士国家資格が規定され¹、社会福祉士養成教育では、それまで任意で設定されていた実習の科目が必修となった。そのことにより、実習指導体制は、大学及び専門学校の教育現場、実践現場、学生による構成が規定された。しかし、この体制における課題は山積し、養成校間の格差、実践現場任せの指導であるなどの指摘がされてきた²。

この背景には、社会福祉士法に規定された実習に関する科目が「社会福祉援助技術現場実習（270 時間）」として示された³のみで、具体的な実習内容、指導方法などは各大学に任されていたことが影響していたと考えられる。この時に設立された一般養成施設⁴では、実習指導体制に関して、教員、指導者の要件が規定され、厚生省に申請することが義務付けられた。しかし、大学は福祉系大学として、指定科目の名称と一致する科目であれば養成施設の教育内容と同等であるものとして位置づけられた。

その後、社会福祉士法制定から約 10 年が経過し、1999 年社会福祉士養成課程の見直しにより、「社会福祉援助技術現場実習（270 時間）」は、「社会福祉援助技術現場実習（180 時間）」と「社会福祉援助技術現場実習指導（90 時間）」に分かれた。これにより、教育現場と実践現場の指導における連携の強化、事前・事後指導の充実が目指された⁵。

そして、社会福祉士法制定から 20 年後の 2007 年に法改正が行われ、社会福祉士の定義も見直された⁶。福祉ニーズの多様化に対応できるよう実践力⁷のある社会福祉士が目指され、教育内容についても再編成されることになった。特に実習に関しては、福祉系大学にも実習指導体制の基準が明示された。実習指導体制に関する主な変更点を表 1 に示す⁸。

実習指導体制の主な変更点は、この体制を構成する教育現場の実習担当教員（以下、教員）、実践現場の実習指導者（以下、指導者）の要件が定められたことである。教員は 5 年以上の教育経験もしくは、社会福祉士取得後に相談援助業務 5 年以上、厚生労働大臣の基準を満たす研修を受けた者であり、3 つの内いずれかに該当する者である。指導者は、社会福祉士資格を取得し 3 年以上相談援助業務に就き、厚生労働大臣の基準を満たす実習指導者講習会を受講した者である。

教員が担当できる学生数は 1 人の教員に対し 20 名以下であり、1 名の指導者が担当できる 1 回の指

導人数は、5名以内と上限が決められた。これらの内容を書類に記載し、地域の厚生局に確認申請を行うことが規定された。

具体的な指導の変更として、実習巡回指導では、指導の必要性だけではなく、巡回指導を行う教員、頻度、場所を規定した。巡回指導を行う者は、相談援助実習が担当できる者であり、実習期間中の頻度を週1回とし、さらにその内1回以上は実習施設で行うことが規定された。

実習内容は、相談援助業務の一連の過程として示され、120時間以上を1か所で行うことが規定された。法改正前の実習形態は、各大学の裁量に任されており、2週間、2ヶ所で行う所、1か月間、1か所で行う所など多様であった。

実習指導体制の内容として、教育現場と実践現場との両方で責任を持ちあい、教育現場、実践現場双方で、実習指導に関する3つの枠組み、マネジメント、プログラム、スーパービジョンを活用して指導することが示された⁹。社会福祉士養成校協会、社会福祉士会を中心として、この3つの内容に沿って実習教員講習会、実習指導者講習会が実施されている。

表1. 法改正における福祉系大学の実習指導体制に関する変更点

	社会福祉士法及び介護福祉士法 (1987年制定)	社会福祉士法及び介護福祉士法 (2007年改正)
実習科目名	社会福祉援助技術現場実習	相談援助実習
実習の時間数	180時間	180時間
実習指導科目名	社会福祉援助技術現場実習指導 (1999年より社会福祉援助技術 現場実習から分けて規定された)	相談援助実習指導
実習指導の時間数	90時間	90時間
実習担当教員の要件	明確な基準なし	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、社会福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者 ・社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に五年以上従事した経験を有する者 ・社会福祉士の養成に係る実習及び演習の教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者

	社会福祉士法及び介護福祉士法 (1987年制定)	社会福祉士法及び介護福祉士法 (2007年改正)
実習担当教員が担当 できる学生数	明確な基準なし	実習演習担当教員の員数は、実習演習科目ごとにそれぞれ学生（生徒を含む。以下この条において同じ。）二十人につき一人以上とすること。
実習指導者の要件	明確な基準なし	実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。次号において同じ。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。
実習指導者が担当 できる学生数	明確な基準なし	一の実習施設等における相談援助実習について同時に授業を行う学生数は、その指導する実習指導者の員数に五を乗じて得た数を上限とすること。
確認申請	規定なし	大学は、指定科目に関して確認申請を行うことが規定された。

2. 2. 本学部の実習指導体制の改正点

本学での法改正後の実習指導体制について示す。本学では、1996年度より社会福祉士養成を行い、法改正前までは、「社会福祉援助技術現場実習」を3、4年次に2週間ずつ実施してきた。本学部のカリキュラム変更により、2007年度生から、3、4年次の2週間実習から2年次4週間実習に移行した。

在籍している教員の多くは、実習担当教員の要件をすでに満たしていたが、満たしていない教員は実習教員講習会を受講した。2008年度中には、実習施設にも確認を取り、書類を交わし、確認申請を行った。

科目としては、「相談援助実習」を「ソーシャルワーク実習」、「相談援助実習指導」を「ソーシャルワーク基礎実習指導」・「ソーシャルワーク実習指導」と読み替えた。具体的には、1年次後期に「ソーシャルワーク基礎実習指導」を履修し、前提となる科目を取得後、原則2年次前期より「ソーシャルワーク実習」・「ソーシャルワーク実習指導」を履修する。

実習期間は、10月から12月までの期間をⅠ期、Ⅱ期に分けている。具体的には、Ⅰ期：現場で2週間実習を行い、2週間大学に帰校して中間スーパービジョンを受け、Ⅱ期：2週間現場で実習を行う。教員による巡回指導は、原則Ⅰ期1回、Ⅱ期1回、帰校の指導を2回実施している。

以上、法改正後の実習指導体制の変更点、本学の実習指導体制の変更点を整理してきたが、法改正により教育現場、実践現場の実習指導をそれぞれ充実させ、連携を強化し、実習指導体制を稼働させていくことが求められてきていると捉えることができる。

そこで次からは、これまで本学で取り組んできた教育現場と実践現場との実習指導体制構築に向けた取り組みについて実習反省会資料、実習意見交換会資料より精査し、今後の実習指導体制の更なる充実に向けて取り組むべき課題について明らかにする。

3. 社会福祉士法改正後における実習指導体制構築への取り組み

実習指導体制構築における取り組みを整理するために、次の2点を資料として用いた。第1点は、実習に関して実習終了後学内で行う「実習反省会」の資料である。実習反省会の資料は、教員が巡回指導を行う中で特に指導者から指摘を受けた点、留意した点がまとめられている。第2点は、「実習意見交換会」の資料である。この会は、実習反省会后、毎年実習指導で課題に挙がる事柄について、実践現場の実習指導者の方と意見交換を行う場である。特に法改正後の実習指導体制構築に向けた、教育現場、実践現場双方の取り組みが記載されている資料である。

そこで、新カリキュラムに対応した学生が入学した、2009年度から2012年度までの取り組みを次の3点から整理する。(1) 年度ごとの社会福祉士実習の状況。(2) 実習反省会で取り上げられた意見を実習指導体制の枠組み、マネジメント、プログラム、スーパービジョンごとに整理する。(3) 意見交換会の取り組みを整理する。なお、個人情報に配慮するため、整理する際に資料の一部を加工し、記載した。

3. 1. 2009年度の実習指導体制構築への取り組み

2009年度の実習状況、実習反省会、実習意見交換会を整理し、実習指導体制構築の取り組みを述べていく。

3. 1. 1. 2009（平成21）年度の実習状況

1. 実習生数（社会福祉援助技術現場実習）

福祉総合学科 2年生	福祉総合学科 3年生	福祉経営学科 4年生	福祉文化学科 4年生
38名	46名	59名	88名 (科目等履修生内3名)
合 計 231 名			

2. 施設数 108 施設 延べ 168 施設

3. 1. 2. 実習反省会の取り組み

2009年度は翌年度に法改正後の実習に初めて取り組むため、様々な準備を行う期間であった。社会福祉援助技術現場実習が3,4年次2週間実習から2年次以降4週間実習に移行されて2年目の時期でもあり、4年次2週間実習と2,3年次4週間実習が同時に行われていた。実習反省会資料から整理したものを表2に示す。

2009年度、マネジメントに関することとして、学生に関する情報を共有したいという要望が大学側に多く出された。これは4週間実習へ移行する中で、2週間実習では見えなかった学生の課題が見出されたためであり、次年度以降の課題として受け止め、2010年度は、事前の学生の紹介を含めた実習前懇談会を開催した。施設側の実習指導体制の課題として、実習指導者が要件を満たしていないなどの課題が出始めていた。また、この年は新型インフルエンザが全国的に流行した。大学としても学生に個別に健康チェックを義務付け、体調不良の時は速やかに大学に連絡が取れる体制を改めて周知した。しかし、充分に取り組めていない状況があった。感染性の疾病は実践現場に大きな影響をもたらすため、今後の指導の強化が確認された。

プログラムに関しては、例年の指導でも指摘されていた、施設の特徴、利用者の特徴、制度に関する事前学習指導の強化が示された。ソーシャルワーク実習を意識したプログラムが展開されてきている中で学生の積極性、気づきが求められていた。指導者からは、法改正後の実習プログラムを意識する形でプログラム構成を行うことが示された。

スーパービジョンに関しては、学生の実習ノートに関する指摘が多かった。誤字・脱字、日記のような記載、考察がなされていないなどである。これらは例年指摘がされる個所であり、具体的な指導の必要性が確認された。

上記の課題の中から、法改正後の実習指導体制において特に検討が必要とされているプログラムを中心として、実習意見交換会を実施することが確認された。

表2. 2009年度実習反省会資料

マ ネ ジ メ ン ト	大 学	<p>〈学生の事前情報を教員と共有したい〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の個人的課題を事前に教えてもらい、教員と密に連絡を取り合いたい。 ・学生の性格や課題などを事前に情報として欲しい。 ・実習生の細かい情報を提供してほしい。 <p>〈学生の健康管理の指導の強化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の健康管理を徹底して欲しい。 ・風邪で病院から処方された薬を持参せず、自己管理について十分事前指導をして欲しい。
	学 生	<p>〈健康管理の徹底〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前の健康チェックを本人は十分にしていなかったようだ。 <p>〈実習目的の明確化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習の目的意識を持って来てほしい。

マ ネ ジ メ ン ト	指 導 者	<p>〈法改正後の実習指導体制の課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、社会福祉士が一人であるため、今後実習の受入が可能かどうか検討したい。 ・施設の指導者が忙しく、学生と話し合えていない様子であった。 <p>〈学生の実習姿勢への指導〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンピースで出勤、作業が出来ないので指導を行った。 ・昨年度の学生の態度が悪く、施設としては来年度以降の受入に関して断ることも検討したが、今年度の学生が態度も良く継続したいと考えている。 <p>〈感染性疾病に対するリスクマネジメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内で新型インフルエンザが流行した場合は、実習を中止する。
大 学		<p>〈事前学習指導の強化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な事前学習として施設の特徴、入所者について事前学習しておいて欲しい。 ・千葉県福祉の特徴や実習施設に関連した地域の機関などについて事前学習が十分ではない。 ・精神障害、触法関係などの事前知識が必要である。 ・障害者の就労支援ではなく生活支援を行っているため、施設の特徴を踏まえて実習生を送り出してほしい。 <p>〈大学における実習指導目標の明確化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の要望、達成目標などを明らかにしてほしい。
学 生 プ ロ グ ラ ム	学 生	<p>〈学生の実習姿勢が消極的〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者と積極的にコミュニケーションが取れていない。 ・指示されたことしか取り組まず、絶えず待ちの姿勢であり、積極性がない。 ・積極的対応を心掛けて欲しい。 ・積極性がなく、実習の目的に達していない。 ・社会福祉士の相談援助を中心にしたプログラムにしているため、学生の積極的な姿勢が欲しい。 <p>〈学生の実習姿勢の課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目上の利用者として砕けた感じで会話しており、指導を行った。その後は改善した。 ・常に観察しながらも身体は動くようにしてほしい。例えば見守りだけではなく、個々の利用者の状態、行動等を観察しつつ、利用者と一緒に動いたり、こちらからも働きかけるように。
	指 導 者	<p>〈法改正後の実習プログラムを意識した取り組み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員の実習を行っている。 ・業務が虐待対応に重点が置かれているため、学生が相談に同行することが困難になっている。 ・4週間実習に対応するプログラムを検討したい。 ・今年度から実習プログラムを生活相談員やケアマネなど社会福祉士の実習を強くした内容に改めた。 ・前半は介護、後半は相談援助を中心に行っている。事前学習のための教材を渡しており、実習と並行して学習している。 ・社会福祉士の実習なので、相談員の業務を中心にしたと考えているが、面接の同席は相談者の理解が得られない面も多々ある。そのため、通所や入所の利用者を観察したり、直接コミュニケーションを持つことに焦点を絞っているので、この点は理解してほしい。 ・イベントの手伝いなど雑務も多いが、利用者の間接的な業務でもあるので、精神的に取り組んで欲しい。 ・座学と現場との違いを明確にする指導をしている。

ス ー パ ー ビ ジ ョ ン	大 学	〈教員の実習巡回指導への要望〉 ・教員の巡回について実習が始まる前に調整したい。
	学 生	〈実習ノート記載に関する課題〉 ・毎日実習日誌を提出して欲しい。 ・記録には利用者と話し、考えた内容、課題の記述が欲しい。 ・利用者との関わりにおいて考察が足りない。状況と共にその背景にあることに考えが及ぶと良い。 ・利用者への関わりも良く、やる気も感じられるが記録に反映されていない。 ・思いつきで記録を書いており、口語体の文章もある。 ・誤字脱字が多く、漢字が書けない。 ・他大学も含め学生の文章力の低下が課題ではないか。 ・社会福祉の思想や理論から実習の経験を考え直してみろという姿勢が欲しい。
	指 導 者	〈実習指導の取り組み〉 ・記録が単なるスケジュール記録になっているため、指導内容や課題等を詳細に書く指導を行った。 ・誤字脱字が多く、鉛筆書きであり注意した。 ・学生の指導には積極性と気づきを重視する。 ・質問がないため、記録から読み取るようにしている。

3. 1. 3. 実習意見交換会の取り組み

テーマ：ソーシャルワーク実習の具体的な展開について

(議論の概要)

大学側より「社会福祉士実習のあり方」について、「JIU 社会福祉士実習の目標」、「JIU 実習の達成課題」、「相談援助実習の再確認」、「実習の週ごとの目標」、「今後のお願ひ」について示した。さらに、「法改正後の実習に関する状況について」として、大学カリキュラムと法改正後の実習組み立てについて年度ごとの進行予定を示した。また、実習指導者要件の確認とともに、実習・演習担当教員の要件、JIU 実習前・実習中・実習後の教育についてカリキュラムを示した。

次に、施設実習担当者側より「実習指導者基本プログラム・個別プログラミングシート」の資料提供をいただきながら、「実習課題」、「具体的な実習内容」、「必要な価値・知識・技術」、「指導方法・指導上の留意点」、「教材」について時系列な展開とともに説明をいただいた。

その後、3 グループに分かれて討議を行ったが、以下がその成果となる。

(成果)

<マネジメント関係>

- ・大学との連携を十分に取って進めてきたので今後お互いの協力が必要と考える。
- ・新型インフルエンザに対する危機意識が薄い学生あり、大学側への配慮と検温の義務付け等の対策をお願いする。

<プログラム関係>

- ・以前から十分なプログラムを作成して実習生を受け入れることは出来ていなかった。その場その場で実習内容を決めて学生に説明していた。今年度から法改正で指摘されている内容を盛り込みプログラムを作成した。実習指導者も実習生も両方とも一日の実習内容がよく理解できてよかった。また、目標が明確になって学生も積極的になった。
- ・施設の中で社会福祉士（ソーシャルワーカー）の業務が明確ではないため、まずは相談援助業務の可視化を構築して、学生にも理解できるように新しくプログラムに取り入れていきたい。
- ・事前訪問時に学生より希望等を聞いたうえで作成し、実習初日に渡している。また実習中に進捗状況を確認している。
- ・実習施設としては、現場（利用者との直接かかわり）を見て体験してもらいたいと思っており、相談援助だけの4週間実習プログラムは厳しい。
- ・相談援助は面接対象者や家族の調整が必要で、スケジュール的に実習中に組み込める時と組み込めない時がある。
- ・実習指導者講習会を未受講の指導者も多く、実際、所属組織で法改正後の実習プログラム作成はまだ行っておらず試行錯誤している。
- ・実習プログラムを実習生に見せてよく考えてもらって、実際に取り組んでもらい、すぐに実習記録に書いてもらうようにしてみた。内容の意図や目的が伝わらない部分をすぐに修正できるのでメリットがあった。

<スーパービジョン関係>

- ・中間スーパービジョンの機会は良いと思うが、巡回指導の回数やあり方を明確にしてほしい。
- ・実習中には具体的な指導・アドバイス等をお願いしたい。たとえば、事前訪問時や実習中にしていいこと、してはいけないことをかなり具体的に示して欲しい。「常識的な服装で・・・」というのでは学生は具体的にどうすればいいのかわからない。

全体的には本年度の実習の振り返りを第一の目的に掲げたが、討議された内容からみると、来年度実習のプログラム作成に大方の参加者は関心が高かった。実習指導者講習会に参加した指導者から実習プログラム作成のポイント、実際に導入後のメリットなどの報告があった。今後は、社会福祉士の実習を教育現場と実践現場とで協働して取り組んでいきたいこと、具体的には、来年度、早々には実習プログラムの作成をメインテーマに会議を開催することを確認した。

3. 2. 2010年度の実習指導体制構築への取り組み

2010年度の実習状況、実習反省会、実習意見交換会を整理し、実習指導体制構築の取り組みを述べていく。

3. 2. 1. 2010（平成 22）年度の実習状況

1. 実習生数（2 年生：ソーシャルワーク実習、3、4 年生：社会福祉援助技術現場実習）

2 年生	3 年生	4 年生
26 名	15 名	19 名
合計 60 名		

2. 施設数 41 施設 / 延べ 46 施設

3. 2. 2. 実習反省会の取り組み

2010 年度は初めて法改正後の実習に取り組んだ。旧カリキュラムと新カリキュラムが同時に行われていた。実習反省会資料から整理したものを表 3 に示す。

マネジメントに関して 2010 年度は、大学との連携の必要性が示され、事前訪問に教員も参加するなど、具体的な連携の取り組みが報告された。

プログラムに関することとして、ソーシャルワーク実習のプログラムに沿って進めていく中で、学生の理解が目の前のことに集中してしまい、社会福祉士としての取り組みまで意識できていないことが指摘された。実習内容で求められることが、高くなる中で 2 年次に実習を行うことが課題として出された。指導者は、I 期、II 期のプログラムにおいて、利用者理解、個別支援計画の作成、他機関との連携を含めていることが報告された。

スーパービジョンに関しては、指導者から週 1 回の巡回指導に関して、帰校日の活用ではなく、施設に来てほしいという要望が出された。引き続き、学生の実習ノートに関しては考察がされていないことが示された。

法改正後初めての实習では、多くの施設で相談援助を意識したプログラムが作成され実施されたことが報告された。その中で学生の気づき、学習不足の課題が出され、実習指導体制として大学との連携の強化が求められた。

これらの課題に対して、実習意見交換会では 2 点のことを取り上げることが確認された。1 点目は、大学の指導体制の理解を得るために、学生がどのような事前学習を行い、実習に臨んでいるのかについて提示する。2 点目は、実習プログラム作成に関して試行錯誤が続いているため、実際に作成しているプログラムを 2 つの施設から紹介いただき、意見交換を実施することである。

表3. 2010年度実習反省会資料

マネジメント	指導者	<p>〈教育現場と実践現場との連携強化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他大学の実習生も同様の傾向があるが、施設の支援体制が十分ではない面があり、理想と現実のギャップがあるようである。この部分に関して大学側と連携して指導したい。 ・事前訪問から学生と教員も参加し、3者で実習組み立て打ち合わせを行った。 <p>〈法改正後の実習プログラムを意識した取り組み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員実習に加え、現場での実習、デイサービスの実習も加えている。
プログラム	大学	<p>〈事前学習指導の強化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法の知識が不足しているため、再度大学側で指導して欲しい。
	学生	<p>〈法改正後の実習において指摘されている学生の学習課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱心に取り組んでいるが、現場で臨機応変に対応できない面がある。現場とのギャップに苦しんでいる面があると思う。 ・Ⅱ期目は、ソーシャルワーク実習として考えを深めてほしいが、目の前にあることに目を向けてしまう傾向がある。 ・ソーシャルワーク実習に対応して、相談支援に焦点を絞って、実習プログラムを考えているが、2年次実習では難しい面もある。介護保険制度についても学ぶことを目標にしている。
	指導者	<p>〈法改正後の実習プログラムを意識した取り組み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生2人で配属されてしまうと慣れ合いになってしまうため、配慮している。 ・Ⅰ期、1週目は介護中心の実習であったが、介護を通じて対象者を理解することを目的として設定した。 ・初日はオリエンテーションで様々な機関を訪問している。2日目には、利用者の方と関わりながらアセスメント表に記入してもらい、利用者理解を深めるきっかけにしている。 ・Ⅰ期目は、入所の相談業務に同行する。Ⅱ期目は、在宅介護支援センター、デイサービスの相談業務に取り組んでいる。 ・Ⅰ期目はデイサービスで実習を行い、Ⅱ期目は地域包括支援センターで実習を行う。
スーパービジョン	大学	<p>〈教員の实習巡回指導への要望〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週1回巡回指導に来てほしいという要望がある。
	学生	<p>〈実習ノート記載に関する課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習記録に関しても支援の過程が記されているとよいと考えている。 ・観察しているが考察ができていない。 ・真面目に取り組んでいるが深く考えられない面がある。 <p>〈学生の実習姿勢の課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Ⅰ期目は緊張感もあり、順調に取り組んでいたが、Ⅱ期目は慣れもあり、話し方に関して問題があり指導を行った。
	指導者	<p>〈実践現場の指導で意識していること〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習指導者の指導も支援の中で利用者の見立て、支援方法など意識化して行っているため、それも言語化して説明できるようにしている。

3. 2. 3. 実習意見交換会の取り組み

テーマ：法改正を受けた具体的な実習のプログラムについて

(議論の概要)

大学側より「法改正後の実習に関する状況」として、「社会福祉士法・介護福祉士法改正後のカリキュラム」と「本学部社会福祉士実習指導体制」について報告し、特に法改正実習カリキュラムと法改正後カリキュラムが同時進行する中で、大学としても施設側へ情報提供や共有を行い、混乱なく進行することへの協力を求めた。

また、昨年を引き続き「実習指導者の要件」、「実習・演習担当者教員の要件」への確認を行い、法改正後に大学が目指す実習のあり方について週ごとの目標や具体的な実習展開例について説明を行った。

次に、施設側より実習報告として実際の実習指導展開例を紹介して頂いた。

障害者支援施設

「社会福祉実習（相談援助実習）について」

1. 実習の日程
2. 社会福祉実習について
3. 今年度の実習について
4. これからの相談援助実習について

【課題】

- (1) 大学側に望むこと
 - ・相談援助実習の基本姿勢を理解させる。
 - ・実習ハンドブックの充実を図る。
- (2) 学生に望むこと
- (3) 私たちが取り組むこと

<資料1>施設の概要

<資料2>介護実習・社会福祉実習（実習事前訪問時に学生に配布している資料）

- 1 実習の目的、2 援助技術への心構え、3 実習生の倫理、4 実習について、
- 5 服装について、6 実習ノートについて、7 その他

<資料3>社会福祉実習実施計画（毎日の実習配属・シフト表）

<資料4>社会福祉実習終了にあたって（施設が作成し学生に記入してもらっているアンケート）

特別養護老人ホーム

・実習中に学生に配布している資料の提供

- <資料1>学生向け「身体のしくみ」講義用
- <資料2>学生向け「実習予定表」
- <資料3>学生向け「オリエンテーション資料」

- 1 自己紹介、2 実習中における注意事項の確認、3 業務内容の説明、

- 4 情報収集の仕方、5 チェックリストの使用方の説明、6 施設案内及び説明、
- 7 利用者の紹介

他、介護老人福祉施設の概要、施設実習指導要領、介護現場におけるコミュニケーションの留意点などの説明文書

<資料4>学生向け「センター方式」資料

<資料5>職員向け「実習指導のポイント」

実習生及び実習関係者すべてに求められる共通姿勢
福祉サービスの基本的理念

1. 実習生への指導のポイント
2. 実習生にかかわるコーチングスキル

(成果)

2010年度の意見交換会は、2011年3月11日の午後に開催されており、意見交換会の最中に東日本大震災が起こった。意見交換会では大学側の説明が終了し指導者側の発表が始まろうとしたその時に地震発生となり、やむなく中断となった。ここでは、指導者側から提供された資料を中心にまとめた。

3. 3. 2011年度の実習指導体制構築への取り組み

2011年度の実習状況、実習反省会、実習意見交換会を整理し、実習指導体制構築の取り組みを述べていく。

3. 3. 1. 2011（平成23）年度の実習状況

1. 実習生数（2、3年生：ソーシャルワーク実習、4年生：社会福祉援助技術現場実習）

2年生	3年生	4年生
11名	8名	20名
合計 39名		

2. 施設数 27施設 / 延べ 32施設

3. 3. 2. 実習反省会の取り組み

2011年度は、法改正後2度目の実習であった。法改正前の実習として、介護福祉コースに所属する学生が、社会福祉援助技術現場実習に取り組んだ。実習反省会資料から整理したものを表4に示す。

マネジメントに関して大学と学生に対して、欠席時の連絡、挨拶など社会人としての姿勢の欠かが指摘された。2年次から実習が開始されるということもあり、改めて社会人としての姿勢について指導を強化していくことが確認された。

プログラムに関しては、指導者からソーシャルワーク実習のプログラムに沿って進めていく中で、

個別支援計画に取り組む施設の増加が示された。また、介護福祉コース所属の学生たちは既に3回介護実習に取り組んできているため、より充実した指導を行ってほしいという思いを指導者が持っていることが報告された。

スーパービジョンに関しては、前年度同様学生の実習ノートに関しては、日記になってしまい考察されていないことが指摘された。

法改正後2度目の実習では、多くの施設で相談援助を意識し、個別支援計画作成などのプログラムが実施されたことが報告された。また、介護福祉士のように他資格の取得と合わせて、社会福祉士を目指す学生の指導のあり方が検討された。

これらの課題に対して、実習意見交換会では、相談援助を意識したプログラムとなる中でより深い気づきを行うため、どのような指導を行っていくべきかスーパービジョンに焦点をあて、教育現場、実践現場双方の取り組みの情報を交換し、議論をすることが確認された。

表 4. 2011 年度実習反省会資料

マネジメント	大学	<p>〈緊急時における指導の強化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欠席の時に連絡が遅れ、連絡が来るまでの間心配をした。連絡などの徹底を指導してほしい。
	学生	<p>〈社会人としての姿勢の欠如〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会人としての挨拶など基本的なことを指導しているが、継続して行うことができていない。 ・学生の態度が不遜な部分があり、事前に指導してきて欲しい。
プログラム	指導者	<p>〈法改正後の実習プログラムを意識した取り組み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Ⅰ期の後半は、個別支援計画を考えてもらう予定である。 ・Ⅱ期目では、個別支援計画の作成を行っている。 ・Ⅱ期目は利用者理解を深めた上で個別支援計画作成を行っている。 ・社会福祉士実習を意識したプログラムになっている。 <p>〈介護福祉士コース所属学生の実習指導への取り組み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護実習を3段階終了している学生に対して相談援助業務を学べる内容に工夫している。 ・介護実習を3段階終了している学生に対する指導について検討をしていきたい。
スーパービジョン	学生	<p>〈実習ノート記載に関する課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習記録の書き方が浅い部分がある。 ・実習日誌の記録が日記になってしまい、考察されていない部分がある。

3. 3. 3. 実習意見交換会の取り組み

テーマ：実習効果を高めるスーパービジョンのあり方～施設と大学の協働を目指して

(議論の内容)

大学側より「大学側のスーパービジョンの組み立て」として、「実習前」、「Ⅰ期目実習中」、「帰校中」、「Ⅱ期目実習中」、「実習終了後」のそれぞれの時期にどのようなことを学生と確認するかについて提示した。

続いて、指導者側より「実習施設における実習スーパービジョンの現状と課題」について、「実習スーパービジョンの現状」、「実習指導機会の活用」、「今後の課題」について報告をいただいた。

その後、高齢者系・障害者系の2グループに分かれてそれぞれの実習施設で行っているスーパービジョンについて協議を行った。

(成果)

<マネジメント関係>

- ・コンスタントに巡回指導があると、教員側の見立てと指導者側の見立てにズレがないかを確認する機会が多く取れ良いことである。

<プログラム関係>

- ・個別支援計画以外に取り組みたいことを持ってほしい。
- ・日々の実習に対しての目標が不明確なので、具体的な記入をしてほしい。

<スーパービジョン関係>

- ・ソーシャルワーカーの業務を理解してもらうためにはただ口頭で伝えるだけでなく、ロールプレイなどを活用し把握してもらっている。
- ・時間が許す限り毎日振り返りを行い、達成状況を確認している。
- ・実習指導者講習会の内容を含め実習指導を実施しているが、うまく機能しているか指導者自身も不安を持っている。そのため、実習指導者のスケジュールを実習生に伝え、質問や意見交換を行う時間を最低15分は取るようにしている。

今回はスーパービジョンそのものに焦点を当てテーマ設定を行ったが、相談援助を意識した実習プログラムが実際の場面で有効に展開されているかを確認し、学生の不安や戸惑いを早い段階で確認しプログラムの軌道調整などができるためにも、学生-指導者、学生-巡回指導教員、巡回指導教員-指導者によるスーパービジョンや情報の共有の機会の重要性が確認された。

3. 4. 2012年度の実習指導体制構築への取り組み

2012年度の実習状況、実習反省会、実習意見交換会を整理し、実習指導体制構築の取り組みを述べていく。

3. 4. 1. 2012（平成 24）年度の実習状況

1. 実習生数（2、3、4 年生：ソーシャルワーク実習）

2 年生	3 年生	4 年生
16	16	7
合計 39 名		

2. 施設数 26 施設 / 延べ 28 施設

3. 4. 2. 実習反省会の取り組み

2012 年度は、法改正後の実習指導体制に完全に移行し、本学部でも全てソーシャルワーク実習に移行した。実習反省会資料から整理したものを表 5 に示す。

マネジメントに関しては、ノロウィルスが全国的に流行し、施設でも流行したため、対応が求められることとなった。施設と密に連絡を取り合い、期間延期などの対応を行った。そのような中で学生たちは健康管理に努めることができた。また、今まで 3 年間法改正後の実習に取り組んできたが、複数の施設から、実習形態を 1 カ月継続して行う方が良い効果を出すのではないかとという提案があった。巡回指導のあり方を含めた今後の検討事項である。要件を満たす指導者が施設間の移動などで施設にいないケースも増加してきた。

プログラムでは、指導者からソーシャルワーク実習のプログラムに沿って進めていく中で、Ⅰ期目は主に利用者理解を行いながら、相談援助業務を学ぶ。Ⅱ期目は個別支援計画作成に取り組みながら、相談援助を学ぶ内容に整理されていることが示された。介護の支援においても位置づけを明確化しようと、介護技術習得に目的を置くのではなく、利用者理解に焦点があてられていることが報告された。このような中、学生の理解の差などが指摘され、検討が必要であることが確認された。

スーパービジョンに関しては、継続して学生の実習ノートに関しては考察がされていないことが指摘された。

法改正後の指導体制に完全に移行した本年度の実習では、さらに実習プログラムが整備され、個別支援計画作成などのプログラムが実施されたことが報告された。実習意見交換会では、実習プログラムの整備が進む中で、改めて、実習で学んで欲しい内容をⅠ期、Ⅱ期に分け、整理し、その具体的な到達目標を整理、議論することが確認された。

表 4. 2012 年度実習反省会資料

マネジメント	学生	<p>〈健康管理の評価〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康維持が出来ている点は評価できる。
	指導者	<p>〈感染性疾病に対するリスクマネジメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> Ⅱ期目の最初に施設でノロウィルスが流行し、実習を延期した。 施設に流行していたノロウィルスも終息してきた。今後も学生は体調管理をしてほしい。 <p>〈実習形式に対する提案〉</p> <ul style="list-style-type: none"> I 期 2 週間、帰校 2 週間、Ⅱ期 2 週間と期間を分けるのではなく 1 カ月通した方が学生にとっては良いのではないか。 <p>〈法改正後の実習指導者の要件における課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 来年度は実習指導者が不在のため、受入が困難である。
プログラム	学生	<p>〈法改正後の実習プログラムを意識した指導〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 大人しい学生のため利用者との関係づくりが難しかったが、徐々に慣れてきたため、Ⅱ期目の個別支援計画づくりを行っていきたい。
	指導者	<p>〈法改正後の実習プログラムを意識した取り組み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> Ⅱ期目は個別支援計画作成を行う予定である。 通所、入所、短期入所のそれぞれの相談員について各部署のケアプランを立てている。 今年度より相談員中心の実習を行っている。認定調査、入所対応、ボランティア受入等に対応してもらい、最後に相談員全般の仕事をしてもらっている。 I 期目は業務理解、利用者理解を中心に行う。Ⅱ期目は相談員に就いてもらう。 I 期目は入所とデイサービスを中心に利用者理解をしてもらう。Ⅱ期目は障害者相談支援事業所の社会福祉士に就いてもらっている。 各フロアで実習を行いながら利用者理解と共にⅡ期目の個別支援計画作成に向けての準備をしている。 社会福祉士実習のため、介護技術習得よりも利用者理解などを深めて欲しいと考えている。 <p>〈学生の個別性に合わせた指導〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 実習生 2 名の理解の差があり各々に合わせて指導を行っている。
スーパービジョン	大学	<p>〈実習ノート記載に関する課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 日誌の記載が不十分だったため、巡回指導で指導を行った。
	学生	<p>〈実習ノート記載に関する課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 実習ノートはもう少し掘り下げて分析してほしい。

3. 4. 3. 実習意見交換会の取り組み

テーマ：ソーシャルワーク実習における具体的な実習プログラムの実際～各施設におけるプログラムのメニューや展開プロセスを共有する。

(議論の概要)

大学側より、「教育現場の実習指導について」今年度ソーシャルワーク実習の総括を行った。そこでは法改正後の実習が本年度より全て完了し、養成校も施設側も全ての条件を満たした中で実習が始まったが、その一方で法改正後の実習内容をクリアしにくい学生もおり、教員と指導者による連携を強化しながら終了したこと等が報告された。

次に施設側から特別養護老人ホームの指導者より「実践現場の実習指導について」プログラム策定のポイントについて報告をいただいた。また、当日は他の特別養護老人ホーム2施設より実際に活用されている実習プログラムの提示があり参照しながら説明をいただいた。

その後、高齢者分野と障がい者分野に分かれ、KJ法を活用しながら実習プログラムの検討を行った。グループでの共通検討課題は「ソーシャルワーク実習で学んで欲しいこと（理念、制度、利用者理解など全て含む）」であり、時系列に実習Ⅰ期、Ⅱ期にわけて課題を抽出した。その後再びに合流し、各グループでの課題を発表した。

(成果)

<マネジメント関係>

- ・事前情報として学生のメンタル的な部分についても知っておきたい。
- ・社会人としての基本的なマナーについて研修を行ってほしい。

<プログラム関係>

- ・表5にKJ法で抽出された項目を載せているが、高齢者分野では大目標として「施設・利用者理解」、「コミュニケーションの理解と活用」、「記録の理解と活用」、「チームアプローチの理解」、「個別援助の理解」について、障がい者分野では「利用者理解」、「業務理解」、「コミュニケーションスキルの向上」、「個別支援計画の理解」、「社会福祉士のアイデンティティの形成」についてより具体的に求められる理解や到達について議論された。

<スーパービジョン関係>

- ・実習生として果たすべき態度や責任について理解して実習するような教育をしてほしい。
- ・学生のメンタル的な部分についても把握し指導に活用したい。
- ・定期的なスーパービジョンを行うことによってプログラムの軌道修正を行っている。

全体的な成果としては、施設主導というよりもオリエンテーション時に学生の希望を聞きながら実習プログラム作成をしていること、定期的なスーパービジョンが有機的な実習プログラム内容へと反映されていることが見えてきた。

今回の議論で表現の差異はあったものの、今後の実習プログラムの作成にあたって教員と指導者が実習前に共有する必要性が確認された。さらに、参加者の中で今後、具体的な実習指導に関する

研究会を開催することも提起された。

表 5. 実習意見交換会で検討した実習プログラム（案）高齢者分野

		I 期			II 期	
大 目 標	実習の到達目標項目	施設・利用者理解	コミュニケーションの理解と活用	記録の理解と活用	チームアプローチの理解	個別援助の理解
中 目 標	具体的な課題	介護保険制度の理解と活用	利用者への関わり方の理解	記録の理解	施設で働いている専門職の理解	社会資源の理解
		高齢者・認知症の理解	他者への説明（方法、表現、技法など）、伝わりやすい表現の理解		施設の中での生活相談員の役割の理解	利用者が抱える悩み、問題を抽出し、どう解決していくのか。（人、制度、機関含めて）
		入所、利用されている方の理解	自己の言動が相手に及ぼす影響の理解		他職種連携の理解	利用者主体の援助の理解
		高齢者施設の現状理解	コミュニケーションの取り方の理解		他機関との連携の理解	ケアプランの作成の理解
		施設の雰囲気への把握				
		施設サービス、居宅サービスを利用している方の悩みや課題の理解				
		上記を踏まえた上での社会の中での施設の位置づけの理解				

小 目 標	学習内容 (具体的な実習経験)	利用者の入所背景、家族との関わりの説明を行う	特定の利用者の方への関わり	記録の閲覧	ケースカンファレンスへの同席	ケアプランの様式、作成方法を理解する
		書式において施設概要、事業計画、実際の申請書、契約書を閲覧する	事務所内で電話対応に取り組む	実際に相談受付記録を作成してもらう	他専門職業務などマニュアル参照	カンファレンスへの参加により、どのようなニーズがあり、対応しているのか理解する
		現場に入り利用者に関わる	専門用語の活用	記録の書き方、誤字・脱字がなく記入できるようになる	病院、役所への同行	
		利用者とのコミュニケーションに取り組む(観察、関わり)	カンファレンスにて家族、本人への説明に同席してもらう		各部署に配属し関連性を学んでもらう	
		現場(介護職)の見学	相談受付記録参照		病院受診を通して医師、看護師、介護福祉士などの働きに実際触れてもらう	
		ショースティ、デイサービス、入所、複数部署の実習に何日か入ってもらう			ボランティア活動の理解	

表 6. 実習意見交換会で検討した実習プログラム(案) 障がい者分野

専門職としての技術に関する項目		I 期			II 期	
大目標	実習の到達目標	利用者理解	業務理解	コミュニケーションスキルの向上(対利用者、対職員)	個別支援計画の理解	社会福祉士のアイデンティティの形成

中 目 標	具 体 的 な 課 題	視覚障がいについて学んでほしい	障がい児・者の施設におけるサービス提供の違いを理解してもらおう。 (生活介護、就労支援など)	面接技法(生活場面面接を含む)	書式の理解	社会福祉士の魅力を理解してもらおう
		障がいに対する偏見をなくしてほしい	福祉現場・対人援助の場の理解	家族支援(理解)	自身で組み立てる力	社会福祉士の専門性の理解(名称独占のため説明しづらい)
			指導者の業務に関する理解	職場での情報共有のあり方	他職種連携の理解	将来像として描いて欲しい
				社会人として行動することの意味(礼儀、言葉づかい)	地域連携の理解	最終的には福祉現場の楽しさを理解してほしい
					福祉制度の理解	
					職場内での情報共有のあり方	

専門職としての姿勢に関する目標		I 期	
大目標	実習の到達目標	自己覚知(周囲のことを理解し、自身をどのように理解したのか)	気づきと質問力の向上
中目標	具 体 的 な 課 題	定期的なスーパービジョンの活用	実習日誌を活用した質問
		実習日誌の活用	定期的なスーパービジョン
		教員の巡回指導の活用	

4. 実習指導体制構築の取り組みと今後の課題

4. 1. 実習指導体制構築の取り組みに関するまとめ

第3章でみてきた取り組みを「マネジメント」、「プログラム」、「スーパービジョン」でまとめると以下ようになる。

4. 1. 1. マネジメント

法改正後、実習指導体制のマネジメントで求められていることは、大学と施設とのこれまで以上に緊密な連携であることが見えてきた。たとえば実習前から学生の情報を提示し共有すること、実習中の緊急時にすぐ連絡が取れる組織体制などである。本学では福祉教育センターを受け付け窓口とし、夜間については福祉教育センターから守衛室に自動転送し、守衛室より教員に学生や施設からの相談や連絡がすぐつながるような体制を整備してきた。また、個別に課題を抱えた学生（心身の状況など）について事前に情報提供するとともに必要があれば教員も事前訪問に同席し3者で共有・確認を行ってきた。

4. 1. 2. プログラム

法改正後の実習内容については、相談援助ができる人材養成のもと個別支援計画の作成が実習後半のメインとし位置づけられ、本学としてもその質が担保できるよう指導者との情報の共有と連携を意識して意見交換会での実務的なテーマを選別し議論を深め、意見交換会後のフィードバックを行ってきた。実際には日本社会福祉士養成校協会で示された詳細な実習プログラムについて大学側が時系列に簡素化し、ポイントを提示した。それらをたたき台にしながら指導者側がそれぞれの施設でプログラムを作成し提示していただくことで大学側と指導者側の齟齬を調整しながら実行可能なプログラム作成を目指してきている。

4. 1. 3. スーパービジョン

法改正後の実習プログラムについて質の向上が求められ、さらにきめ細やかな実習生の実習進行状況の把握などが必要となった。進行状況把握については指導者によるスーパービジョンによって学生の不安や疑問、理解していることなどの把握と指導を行いプログラムの円滑な実施、もしくは軌道修正を行うことが可能となった。また、教員による巡回指導や実習前・実習中・実習後のスーパービジョンの機会も増えたことから、実習生が自身が行っている実習を客観的に振り返り、実践の意味や意義を深く理解することができるようになった。

4. 2. 今後の課題

以上、これまでの取り組みをまとめたが、これによってすべて解決したのではなく今後も継続的に取り組まなければならない課題も残っている。

実習前の課題としては、「実習前評価」の客観的指標の開発等があげられる。学生を実習に出すかどうかの可否については単位認定者の教員に任されていることであり、本学では設定した科目を履修できたかどうかで線引きを行っている。しかし、机上の専門知識の到達では測れない専門技術としてのコミュニケーション技術や、指導者より指摘を受けることの多い常識的な行動（時間を守り、実習にふさわしい服装や態度をとれるなど）が学内共通の評価基準を設定することにより実習の可否を決めることが求められている。

また、実習中においても「ソーシャルワーク実習に適切な実習記録の書き方」への教育や指導者との共有、さらには実習生が何を達成できればソーシャルワーク実習として到達したといえるのかななどの「実習到達度あるいはミニマムスタンダード」の明文化と共有などの課題も残っている。

実習後についても現在4段階の評価基準になっているが、それぞれのランクにおいて具体的に何ができたから4、何ができなかったから1といった具体的な「実習評価表の項目とその内容の再検討」における課題も残っている。

これらの課題については、2013年6月より発足したソーシャルワーク実習研究会（教員と指導者による自発的研究会）において記録の書き方や実習前教育のあり方について議論を始めたところである。今後はさらに学部組織とともに全ての実習施設にも共有する機会を設け、更なる連携を深めていくことが求められよう。

最後に、4年間の実習指導体制構築の取り組みについて振り返りを行い、多くの指導者の方々から支えられてきたことを改めて感じた。この場をお借りし感謝を申し上げたい。今後も学生のより良い学びのために、教育現場と実践現場との協働した取り組みを充実させていきたい。

【注】

- ¹ 社会福祉士法第2条「この法律において『社会福祉士』とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」と規定された（厚生省社会庶務課1988：3）。
- ² 複数の論文が実習指導の課題を指摘している。例えば米本・安井（1989）は、社会福祉士法制定後、各校の実習教育体制に差異があることを指摘している。また、高木（1991）は、障害児・者における社会福祉実践と実習教育について、社会福祉士法以前は、福祉系大学の実習は1～2週間施設・機関に行き、実態の説明を受け、職員の仕事を手伝うというものが多かった。そのため、社会福祉士法制定後の実習指導において実習指導者が指導方法に戸惑いが大きいことを指摘している。
- ³ 社会福祉士法第7条、社会福祉士試験を受けられる者として「学校教育法に基づく大学において、厚生大臣の指定する指定科目を修めて卒業した者。」規定されている（厚生省社会庶務課1988：4）。
- ⁴ 一般養成施設とは、大学を卒業した者が1年以上の養成課程を経て社会福祉士試験を受けられる施設である（厚生省社会庶務課1988：5）。

- ⁵ 「福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告書」に述べられている。
厚生労働省（1999）http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1103/h0310-1_16.html（参照 2013. 11.1）
- ⁶ 2007 年の法改正では、「この法律において『社会福祉士』とは、第 28 条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者」と規定され、下線部分が追加された（社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事制度研究会 2009：4）。
- ⁷ 社会福祉士の役割としては、①福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割。②利用者が有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割。③地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発・ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割。などを適切に果たしていくことが求められている。
厚生労働省（2006）「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/12/dl/s1212-4a.pdf>（参照 2013. 11.1）
- ⁸ 次の法律、省令、通知を参照しまとめた。
社会福祉士法及び介護福祉士法成立（昭和 62 年 30 号）、（省令）社会福祉に関する科目を定める省令（平成 20 年文部科学省、厚生労働省令第 3 号）、（通知）大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について（平成 20 年）
- ⁹ 実習指導の柱としてマネジメント、プログラム、スーパービジョンが示されている（日本社会福祉士養成校協会 2009：V）。

【参考文献】

- 厚生省社会庶務課監修（財）社会福祉振興・試験センター編集（1988）『社会福祉士・介護福祉士関係法令通知集』第一法規
- 厚生労働省（1999）「福祉専門職の教育課程等に関する検討会報告書」
http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1103/h0310-1_16.html（参照 2013. 11.1）
- 厚生労働省（2006）「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/12/dl/s1212-4a.pdf>（参照 2013. 11.1）
- 日本社会福祉士養成校協会編（2009）『相談援助実習指導・現場実習教員テキスト』中央法規
- 社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事制度研究会監修（2009）『改訂版 社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集』第一法規
- 高木邦明（1991）「障害児・者における社会福祉実践と実習教育」『季刊社会学部論集』10（1）23－42

米本秀仁・安井愛美(1989)「大学における福祉実習教育の現状と課題—北星学園大学の経験から—」
『ソーシャルワーク研究』 Vol. 15 No1 11-13

Efforts toward establishment of Field Practicums Instruction System for Social Workers Training. :

Focusing on meetings to review field practicums and meetings to exchange views on field practicums.

Tomoko Ogawa, Masami Shimizu

Abstract

20 years have passed since Certified Social Workers Act and Certified Care Workers Act were enacted. In 2007, social workers training curriculum and the contents of four weeks of field practicums were greatly altered.

Especially, in terms of the field practicums instruction system, it is shown that both education sites and field sites offer education and instruction by using three frameworks on field practicums instruction, that is, “management”, “program” and “supervision”.

This practical report shows efforts toward the establishment of field practicums instruction system from 2009 to 2012 after the revision of the Acts. Specifically, we reviewed the efforts using materials of annual “meeting to review field practicums” and “meeting to exchange views on field practicums” in line with the above three frameworks.

As a result, it was found that discussions on “programs” and “supervision” which have been valued in instruction since the revision of the Acts were repeatedly made. Through these efforts, education sites and field sites shared the contents of education and instruction and it was confirmed that organic field practicums instruction system has been being established. It was pointed out that the future challenges would be to share more detailed instruction contents such as the way field practicums report exists and degrees of achievement.

Key words: Certified Social Workers Act and Certified Care Workers Act,
field practicums instruction system, management, program, supervision